

羽村市一般廃棄物処理基本計画—概要版—

ごみ処理基本計画／生活排水処理計画／災害廃棄物処理計画

1 計画策定の目的

羽村市（以下「本市」という。）は、西多摩衛生組合及び組合構成市町（本市、青梅市、福生市、瑞穂町）と共に、平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成29年3月に改定し、循環型社会の形成に向けた施策の展開と体制の構築に取り組んできました。

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」が策定されました。その内容を踏まえて「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」が策定され、さらに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年6月）」が公布されています。食品ロスについては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、数値目標として「2030年度までに、家庭からの食品ロス量を2000年度の半減とすること。」が示されています。

東京都においても、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月）」や「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report（令和3年3月）」に基づき、プラスチック対策、食品ロス削減に向けた取組みが急速に進んでいます。

以上のような状況から、国や東京都の動向を踏まえた上で、本市における課題の認識及び広域かつ効率的な廃棄物処理施策を推進し、廃棄物の減量化・再資源化を念頭に置き、平成29年3月の改定から5年が経過する令和3年度に見直しを行います。

2 計画の位置付け

「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものです。

また、都道府県は、「廃棄物処理法」第5条の5の規定により災害廃棄物処理計画の策定が定められており、市区町村等においても、都道府県と相互に整合性が図られた災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

3 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間として定めます。

なお、計画は概ね5年ごとに改定するものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国・東京都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					▲ 中間目標年度					▲ 中間目標年度					▲ 計画目標年度

4 ごみ処理の課題

【発生及び排出抑制・資源化に関する課題】

- 燃やせるごみの中には、紙類が多く含まれているため、今後も継続して分別の徹底を図る必要があります。
- 事業系の燃やせるごみの量の更なる減量のために、多量排出事業者に対する減量化計画の作成の義務化を図り、立入調査等を行う等、指導を強化して、事業系の燃やせるごみの減量化を推進する必要があります。

【収集・運搬に関する課題】

- 戸別収集を基本としたごみの収集を行っていますが、集合住宅ではごみ集積所にて回収を行っていることから、分別のマナーが守られていない場合もあり、広報紙等により継続的に協力を呼び掛けていく必要があります。

【中間処理に関する課題】

- 羽村市リサイクルセンターについては、稼働後 25 年が経過していることから、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加えて、一定年数ごとの基幹的整備を実施していく必要があります。
- 令和元年度に西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）の第 1 期基幹改良工事が完了しました。今後も安定的な処理を継続するために、第 2 期基幹改良工事を検討していく必要があります。

【最終処分に関する課題】

- 平成 18 年度以降、燃やせるごみの焼却残渣をエコセメントの原料として再生利用することにより最終処分量は減少しました。平成 26 年度からは、従来埋立処分していた破碎選別不燃物の全量資源化により埋立処分量はゼロとなっており、今後も取組みを継続する必要があります。

5 発生及び排出抑制・資源化施策

< 施策ケースの設定 >

西多摩衛生組合環境センターのごみ質分析と多摩地域ごみ実態調査（平成 28 年度～令和元年度統計）のごみ組成分析結果の比較等から、以下の施策 4 ケースについてケースごとの数値目標等を設定し、施策を実施した場合の将来ごみ量を推計します。

ケース No.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース 1	分別の徹底による紙類の資源化の向上	家庭系燃やせるごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑紙類を 27.85g/人・日増加
ケース 2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上	家庭系燃やせるごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを 44.02g/人・日増加、硬質プラスチックを 6.23g/人・日増加
ケース 3	生ごみの水切りによる家庭系燃やせるごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やせるごみを対象に 4.94g/人・日の減量効果
ケース 4	事業系燃やせるごみの排出抑制	事業系燃やせるごみの排出抑制を行うことにより、令和 18 年度に平成 29 年度の実績 2,483t を目標とし、87t の減量効果

< 推計結果 >

本計画では、より一層のごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化を目指して全ケースを採用します。

項目	単位	実績値		推計値		
		令和 2 年度	令和 8 年度	令和 13 年度	令和 18 年度	
総排出量	現況推移	t/年	16,904	16,095	15,554	14,872
	施策ケース（全ケース）			16,052	15,448	14,699
総資源化率	現況推移	%	36.3	35.2	34.9	34.5
	施策ケース（全ケース）			38.2	40.4	42.5

6 ごみ処理基本計画

基本理念

「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」

基本方針

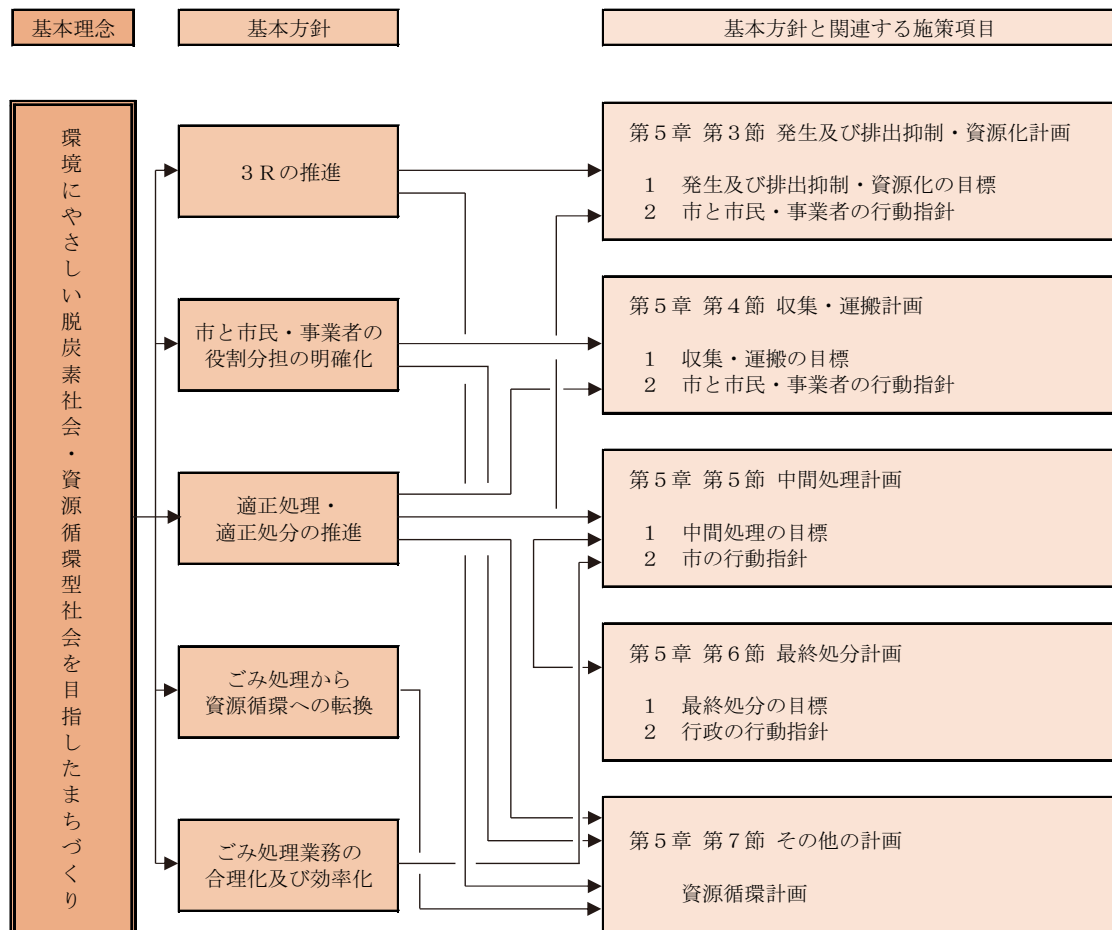
- (1) 3 R の推進
- (2) 市と市民・事業者の役割分担の明確化
- (3) 適正処理・適正処分の推進
- (4) ごみ処理から資源循環への転換
- (5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

減量化・資源化目標

計画目標年度の令和 18 年度までに、
令和 2 年度比総排出量を約 13%減とし、
総資源化率は約 42%を目指します。

注：令和 2 年度の総排出量が 16,904t/年に対して、令和 18 年度は 14,699t/年
よって、 $100 - (14,699 / 16,904 \times 100) = 13.04 \approx 13\%$ 総資源化率は、 $42.5\% \approx 42\%$

施策の基本フレーム



<基本方針と関連する各施策の目標>

基本方針と関連する各施策項目の目標は、以下のとおりです。

施策項目	目標
発生及び排出抑制 ・資源化計画	① 脱炭素社会、資源循環型社会に沿ったライフスタイルへの移行 ② 発生及び排出抑制の推進 ③ 資源物の回収率の増加 ④ 地域の3R運動の活性化
収集・運搬計画	① 効率的な収集・運搬方法の構築 ② 組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一 ③ 収集車両に低公害車の導入を推進
中間処理計画	① 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場 ② 焼却に伴う環境負荷の低減及び脱炭素社会への貢献 ③ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進 ④ 現有焼却施設の長寿命化計画の推進 ⑤ 広域処理に向けた資源化処理施設の統合 ⑥ 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持 ⑦ 排出段階、中間処理段階における減量化
最終処分計画	① 最終処分場の延命化 ② 関係自治体との連携による最終処分場の適正な維持管理

<各施策の行動指針>

各施策の推進においては、前計画の行動指針を継続していくほか、食品ロスやプラスチックごみ削減等の新たな課題にも対応していきます。

7 生活排水処理基本計画

基本方針

- (1) 公共下水道の水洗化率の向上 (2) 生活雑排水処理の推進
(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理

生活排水処理の目標

可能な限り公共下水道において処理し、
現在の高い汚水処理人口普及率を維持していくものとします。

<し尿及び浄化槽汚泥の処理計画>

(1) 収集・運搬計画

し尿や浄化槽汚泥の発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた浄化槽汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集・運搬業務を遂行できる車両台数の確保や収集運搬業者への指導に努めます。

(2) 中間処理計画

青梅市し尿処理場の適正で安定した施設の運転を維持するため、本市及び青梅市、福生市、瑞穂町とともに、毎年度の計画的な保守・メンテナンス作業や施設の延命化のための維持補修について協議、調整していきます。

羽村市災害廃棄物処理計画 概要版

1 総論

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震による災害や、令和元年には東日本台風、関東・東北豪雨、九州北部豪雨といった浸水被害等による災害も起きています。大規模な災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、災害に伴い様々な種類の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量かつ多様に発生します。これらの災害廃棄物について、市民の生活環境の保全や公衆衛生の維持とともに、早期の復旧、復興に資するために、適正かつ迅速な処理が求められていることから、災害廃棄物の処理に関する基本的事項を定めた、羽村市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、災害時に有効な対策等が講じられるよう、国の法令や指針、東京都の関連計画等を踏まえて必要に応じて見直しを図り、また、地域の取組みと連動し、実効性のあるものに高めていくこととします。

2 計画の対象

<対象とする災害>

本計画は、地震災害、風水害やその他の自然災害を対象とします。

なお、風水害やその他の自然災害に関しては、広域的な処分を含め、地震災害に準じることとします。

<対象とする災害廃棄物>

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられ、羽村市域内で発生した災害廃棄物は、本市に処理責任が生じます。

本計画で対象とする災害廃棄物の種類と概要は、以下の赤枠内のとおりです。






なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、「廃棄物処理法」第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none">被災した住民の排出する生活ごみ※（通常生活で排出される生活ごみを除く）避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）※損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物被災施設の仮設トイレからのし尿被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none">通常生活で排出される生活ごみ通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none">事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none">廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。なお、排出されたごみについては、平常時のごみと同様の処理を行う。

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）を参考に作成

【主な災害廃棄物の種類（参考）】

	種 類	説 明		種 類	説 明	
災害廃棄物	コンクリートがら	コンクリート破片、コンクリートブロック、アスファルトくず等		木くず	柱材、角材、梁材等の廃木材	
	金属くず	鉄骨、鉄筋、金属サッシ、シャッター、アルミ材等		可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙類、木くず、プラスチック等を多く含む可燃系混合物	
	不燃物/不燃系混合物	細かなコンクリート、ガラス、陶磁器等を多く含む不燃系混合物		廃家電	家電リサイクル法対象製品 家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫） 小型家電等 家電4品目以外の小型家電等の廃家電	
	廃自動車	自動車、自動二輪、原動機付自転車等		危険物及び有害物	PCB廃棄物、石綿含有廃棄物、消火器、医薬品類、農薬類、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ等	

出典：環境省、災害廃棄物対策情報サイト廃棄物の種類等を参考に作成

＜被害の想定＞

東京都は、平成 24 年度に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」、平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表しています。

本計画では、大規模な被害が想定される「多摩直下地震」、「立川断層帯地震」を対象とします。

なお、羽村市の災害廃棄物の発生量は、以下のとおり想定しています。

市 名	条 件			多摩直下地震		立川断層地震	
	季節	風速	時刻	重量 (万 t)	体積 (万 m ³)	重量 (万 t)	体積 (万 m ³)
羽村市	冬	8m/s	夕 18 時	8	8	29	30

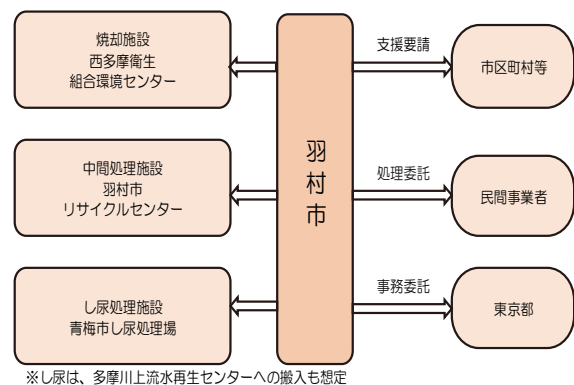
出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

3 災害廃棄物処理の実施主体

本市が主体となり災害廃棄物の処理を行います。本市域内から発生した災害廃棄物について、平常時と同様の性状の片付けごみのうち、燃やせるごみは西多摩衛生組合環境センター、資源物、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみについては羽村市リサイクルセンター、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

また、被災建築物の解体撤去で発生する建設系廃棄物の性状である災害廃棄物は、民間事業者処理を委託します。

なお、西多摩衛生組合環境センター及び本市のみで処理することが困難な場合は、他市区町村及び民間事業者等への協力の要請、さらに、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づき、東京都への事務委託を行うものとします。



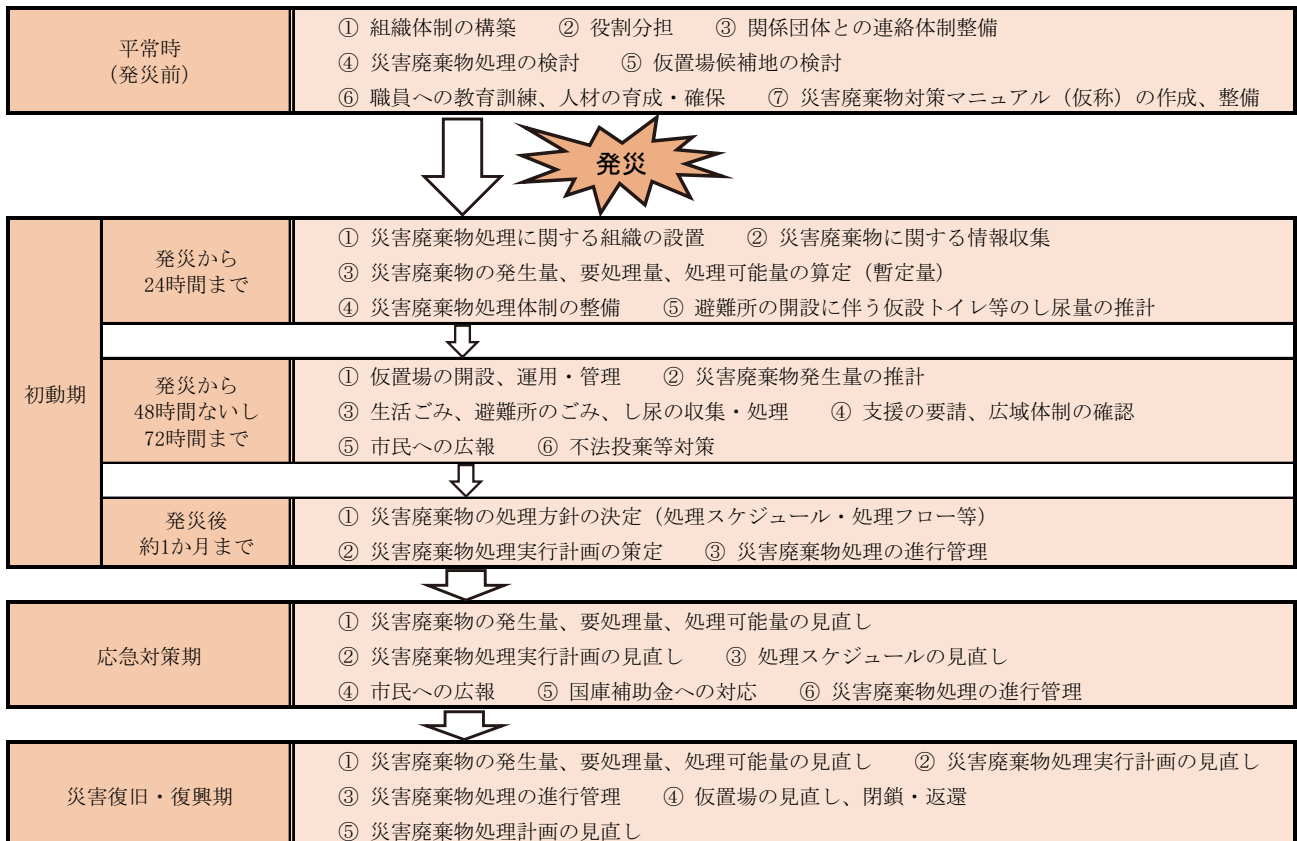
4 基本方針

災害廃棄物処理に関する基本方針は、以下のとおりです。

① 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
② リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、分別・選別によりリサイクルを推進します。また、再資源化したものは復興資材として有効活用します。
③ 環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。
⑤ 安全作業の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底します。
⑥ 経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。
⑦ 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
⑧ 関係機関・関係団体や市民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他市町村、一部事務組合、関係機関・団体等と協力・連携して処理を推進します。 また、市民や事業者、災害ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

5 災害廃棄物処理業務の進め方

平常時及び発災後に本市が取り組むべき災害廃棄物処理業務の進め方（例）は、以下のとおりです。



6 災害廃棄物対策

<組織体制の構築>

発災後、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を行うためには、平常時に組織体制を構築しておく必要があります。羽村市災害対策本部条例及び同施行規則の定めにより、災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害発生規模に応じて災害対策本部が設置されます。災害廃棄物処理に関しては、災害対策本部等の決定により、羽村市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置することとし、産業環境部の職員を中心とした体制を組織するとともに、関係部署と連携した組織体制を構築します。

<仮置場の設置・運用・管理>

仮置場は、災害廃棄物の迅速な処理のため、一時的に分別、保管、処理等の集積場所として設置します。災害時に災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合に、仮置場を設置する必要があります。

本計画で想定している一次仮置場、二次仮置場の定義は、次のとおりとします。

区 分	定 義
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none">道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、主に被災市民が直接搬入するとともに、市委託事業者や解体事業者等が搬入する。（基本的に市が設置して運用・管理し、最終的には返還）可能な限り粗選別を行った上で搬入し、再資源化等を行うことを想定して、選別、処理を行う。選別、処理等の状況により、固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合がある。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物の処理先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、さらに、破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後においても一時的に集積、保管するために設置する場所。

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 18-1（令和元年 4 月 1 日改訂）を参考に作成

<災害廃棄物合同処理本部（仮称）>

本市では、平常時の家庭ごみ等の中間処理（焼却処理）を西多摩衛生組合環境センターで行っており、災害廃棄物の焼却処理についても、基本的に西多摩衛生組合環境センターで行うこととなります。そのため、災害廃棄物が発生した場合は、必要に応じて西多摩衛生組合や組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織します。その際、組合構成市町で仮置場の設置についても検討します。

また、西多摩衛生組合や組合構成市町の処理施設を最大限活用しても、目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合の敷地内への二次仮置場及び仮設処理施設の設置についても検討します。さらに、一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場内で中間処理（破砕処理）を行い、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理を行います。

<市民への広報>

市民に対して、市公式サイト、広報紙等を活用して、発災後の状況に応じた具体的な情報の提供を行います。

<災害廃棄物処理計画の見直し>

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令や指針、東京都の関連計画、市の関連計画等の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図っていきます。

編集・発行 羽村市 産業環境部 生活環境課

令和 4 年 3 月 発行

〒 205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1 電話 042-555-1111（代）